

52,789haを期間（3年間）満了に伴い開放した。この結果、平成25年度末現在の県内の休猟区は、全体で81箇所、総面積は、128,554haとなった（表2-4-12）。

また、指定したすべての休猟区について、イノシシ適正管理計画及びニホンジカ適正管理計画の達成を図るため、イノシシ及びニホンジカの捕獲等を行うことができる特例休猟区に指定した。

表2-4-12 休猟区指定状況

指定年度	箇所	面積 (ha)	指 定 期 間
23	21	32,155	平成23年11月1日から平成26年10月31日まで
24	30	46,404	平成24年11月1日から平成27年10月31日まで
25	30	49,995	平成25年11月1日から平成28年10月31日まで
計	81	128,554	

③ 特定猟具使用禁止区域（銃）の指定

猟銃による危険を防止するため、第11次鳥獣保護事業計画に基づき平成25年度に、新規指定1箇所、再指定6箇所を行い、この結果、平成25年度末の特定猟具使用禁止区域（銃）は、全体で69箇所、総面積は9,682.83haとなった。

④ 指定猟法禁止区域の指定

水鳥の鉛中毒事故を防止するため、可猟区における鉛製銃弾を使用した狩猟鳥獣の捕獲を禁止する指定猟法禁止区域を、平成15年度に東・中・南予地区において各1箇所、計3箇所、44.8ha指定している。

⑤ 放鳥事業の実施

本県では、狩猟鳥獣の資源を維持し、狩猟の持続化を図るため、養殖キジを新たに指定する休猟区に放鳥することにより、自然な増殖を促している。平成25年度には、一般社団法人愛媛県猟友会に委託してキジ2,000羽を養殖し、放鳥した。

⑥ 狩猟の取締り

鳥獣の狩猟は、免許を受け狩猟の登録をした者が、法定の猟具により狩猟鳥獣として指定された鳥獣を狩猟期間中（毎年11月15日から翌年2月15日（ただし、イノシシ・ニホンジカについては、11月1日から3月15日まで））に限り行えることとなっており、県では年2回の一斉取締りを実施するほか、パトロールを行い、狩猟違反や事故防止、狩猟マナーの向上に努めている。

第3節 農山漁村における里地・里山、里海の保全と再生

1 中山間地域における多面的機能の保全

【現状】

本県の大部分を占める中山間地域は、農林水産業の生産の場のみならず、水源かん養や水質浄化、災害の防止、野生動植物の生育・生息の場、環境学習の場などの多面的な機能を有し、また、美しくやすらぎのある良好な景観を形成している。

しかしながら、人口の減少、高齢化の進行などにより、地域コミュニティー機能の低下や農林水産業の担い手の不足、耕作放棄地の増加などの問題が顕在化し、中山間地域における多面的機能の発揮が危惧される状況にある。

【施策の方向】

中山間地域の多面的機能は、農業生産による、農地・農業用水路・ため池等の持続的な利用によって発揮されることから、農林水産業の振興や農山漁村の活性化を図ることで、将来にわたって多面的機能を発揮できる里地・里山・里海の保全と再生に努める。

このため、地域の実情に応じたきめ細かな生産基盤整備の実施により農業振興を図るとともに、農業者が行う共同活動だけでなく地域住民など多様な主体の参画を得た共同活動にも支援を行い、担い手農家の管理労力を低減し規模拡大による担い手の育成・強化に努める。また、地域ぐるみの活動や都市との交流の促進などにより、活力ある農山漁村づくりを進める。

【主な取組内容】

- ・ 農業の担い手の確保や農地の利用集積により農業経営基盤の強化を図り、耕作放棄地の発生を防止する。
- ・ 国の助成制度等を活用し、耕作放棄地の再生を進める。
- ・ 棚田など地域特有の良好な景観の保全を図るとともに、市民農園としての活用など、都市住民やボランティアが一体となった保全・活用を促進する。
- ・ 集落点検やワークショップの開催等を通じて、中山間地域における用排水路・ため池・農道・農地等の多面的機能の保全と、これら施設の利活用に係る整備、若しくはこれに関する住民活動を支援する。



棚田ふれあい教室



農家を含めた地域住民の植栽活動

2 自然生態系に配慮した公共事業の推進

農村地域の水田やため池、農業用水路などは、自然と一体になって豊かな生態系を形成しており、これらの施設などを整備改修する農業農村整備事業では、自然環境との調和に配慮しながら事業を実施している。

事業の実施に当たっては、計画段階から事業実施地域及びその周辺的环境情報を事前に把握するため、平成 16 年度から動植物の生息状況等を調査する環境概査を開始し、これまでに 182 地区において実施している。この環境概査は、生物の生息・生育状況、生態系の特徴、農業生産等の地域活動とのかかわり、親水・景観機能の状況等の概要について、文献調査、聞き取り調査及び現地調査を行うもので、その結果をもとに、有識

者等で構成される「愛媛県農業農村整備事業に係る環境情報協議会」の意見を踏まえ、環境配慮対策を検討し、事業の実施に反映させることとしている。



環境概査（ため池現地調査）の状況



環境配慮事例(移植活動)

3 森林、山村の活性化による多面的機能の保全

(1) 背景

本県の県土面積の7割を占める森林は、木材などの林産物を供給するばかりでなく、「緑のダム」として水資源を貯えたり、山崩れなどの山地災害を防止するなど、さまざまな働きをしている。

しかしながら、今日、山村では木材価格の低迷による採算性の悪化と、過疎化や高齢化の進行などから林業生産活動が停滞し、成熟期を迎えつつあるスギ・ヒノキの人工林では、間伐などの必要な手入れがなされることなく放置される森林（写真1、2）が増加しており、森林の持つ優れた諸機能の低下が危惧されている。

（写真1）

（写真2）



林内は真っ暗で、植栽木も細く災害を受けやすい状態となっている。



林床には植生がなく、地表を流れ下る雨水により表土が流亡している。

(2) 県における取組

① 林業従事者の育成

森林の公益的機能を発揮させるためには、地域を担う林業労働力の確保を早急に図る必要があることから、平成18年度に策定した愛媛県林業労働力確保促進基本計画に沿って、新規参入者の安定確保を図ることとしており、各種の林業技術者養成研修を実施するとともに、研修や高性能林業機械の導入等への助成を行うなど、森林整備の担い手の確保・育成に取り組んでいる。